

MY企業年金通信

前号までは、こちらのURL（企業年金の広場）からご覧いただけます。
<https://www.meijiyasuda.co.jp/corporation/consulting/plaza/index.html>

区分	DB	DC	PBO	その他
内容	法令等	制度	運用	その他
必須ご対応事項（※）	あり			なし

※事業主及び企業年金基金にてご対応いただく必要がある題材が含まれている場合に「あり」と表示しています。

押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等に伴うDBへの影響について

ポイント

- ◆令和2年12月25日に、押印を求める手続きの見直し等のための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令（令和2年厚生労働省令第208号）が公布・施行（注1）、及び関連する通知並びに事務連絡が発出（注2）されました。
- ◆同省令に関しパブリックコメントの結果（注3）が公示されましたが、提出意見を踏まえた案の修正はありませんでした。

押印を求める手続きの見直し

○改正内容：以下の書類について、「印」が削除される等して押印不要とされた

（1）確定給付企業年金法施行規則

対象様式等	書類名	「印」の削除箇所
様式第1号	労働組合の現況に関する事業主の証明書	事業主名欄（注4）
様式第2号	厚生年金保険の被保険者の過半数を代表することの事業主の証明書	

（2）通知「国の保有する住所情報の確定給付企業年金への提供について」（*1）

対象様式等	書類名	「印」の削除箇所
様式1	住所情報の取扱いに関する申出書	事業主名又は理事長名欄（注4）

（*1）平成22年1月4日年企発0104第1号

（注1）省令 <https://kanpou.npb.go.jp/old/20201225/20201225g00274/20201225g002740082f.html>

（注2）通知「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行等について」（令和2年12月25日年発1225第1号）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000171042.pdf

通知「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う通知様式の改正について」（令和2年12月25日年企発1225第12号）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000171296.pdf

事務連絡「押印を求める手続の見直しのための厚生労働省関係省令の一部を改正する省令の施行に伴う事務連絡の改正について」（令和2年12月25日）
https://kouseikyoku.mhlw.go.jp/kinki/gyomu/bu_ka/nenkin/000171026.pdf

（注3）パブリックコメントの結果について
<https://public-comment.e-gov.jp/servlet/Public?CLASSNAME=PCM1040&id=495200264&Mode=1>

（注4）印字やゴム印で記名しただけで可で、署名や押印不要

<次頁（裏面）に続きます>

ポイント

(3) 通知「確定給付企業年金の規約の承認及び認可の基準等について」 (*2)

対象様式等	書類名	「印」の削除箇所等
様式A1, E1, E3 " F1 " F2, F3	規約型企業年金規約承認申請書 " 支払終了報告書 支払終了企業年金清算人退任届、変更届	事業主名欄 (注4)
様式A2, A3 " A4, A5 " A6 " A7 " A10 " A11 " A12, A13 " B1	規約型企業年金規約変更承認申請書、変更届 " の統合承認申請書、分割承認申請書 " の権利義務の移転（承継）承認申請書 " 終了承認申請書 実施事業所の減少に関する承認申請書 特別算定承認申請書 " 方法変更承認申請書、中止届出書 企業年金基金設立認可申請書	事業主名称欄 (注4)
様式A8 " A9 " B8, B9	規約型企業年金財産目録等承認申請書 " 決算報告書承認申請書 企業年金基金用の上記様式A8, A9	清算人氏名欄 (注4)
様式B2, B3 " B4, B5 " B6 " B7 " B10~B13	企業年金基金規約変更認可申請書、届出書 " 合併認可申請書、分割認可申請書 " の権利義務の移転（承継）承認申請書 " 解散認可申請書 企業年金基金用の上記様式A10~A13	理事長名欄 (注4)
(別紙5) 様式1 " 3	監事による監査の実施計画の実施通知 監事意見書	監事名欄
(別紙5) 様式2	監事による監査の結果通知 別紙一共通項目一監査事項の2 決算関係監査調査書 監査質問書	監事名欄 受付印の押印の記述 立会人名、監事名欄 監事名、回答者氏名欄

(*2) 平成14年3月29日年企発第0329003号・年運発第0329002号

(4) その他 (注5)

対象様式等	書類名	押印不要箇所
同意書 (注6)	労働組合 (*3) の同意書（給付減額を含む） 過半数代表者 (*4) の同意書 給付減額の加入者の同意書 (注7)	委員長等（代表者）名 (注8) 代表者名 (注9) 氏名欄 (注10)

(*3) 厚生年金保険の被保険者の過半数で組織する労働組合 (*4) 厚生年金保険の被保険者の過半数を代表する者

○経過措置：改正前様式により使用されている書類は、改正後様式によるものとみなす
当分の間、手書き訂正等により改正前様式を取り繕って使用することも可 (注11)

(注4) 印字やゴム印で記名しただけで可で、署名や押印不要

(注5) 代議員会の会議録の謄本・抄本の理事長名欄 (注4)、同会議録の署名の議長名、議事録署名人名欄も押印不要箇所に該当

(注6) 同意書の原本証明、事業主の同意書の事業主名欄 (注4) も押印不要箇所に該当

(注7) 権利義務移転、確定拠出年金への資産移換、加入者の掛金一部負担の場合の同意書も同様

(注8) 真正性担保等のため、労働組合の同意書には委員長等の自署が必要（また、(注10)に準じた書類の提出でも可）

(注9) 真正性担保等のため、過半数代表者の同意書には当該者の自署が必要

(注10) 同意を得たことを証する書類として、加入者が同意したことを、自署により証した書類又は電磁的方法により証した書類等（例：加入者の同意を取得したシステムの改変不可なログ情報（同意した日・氏名等））が必要

(注11) 改正前と同様に押印、改正前様式の「印」を取り消し線等で手書き又は改正前様式のまま押印しないことも可